

人事委員会勧告等の概要について

教職員課

人事委員会勧告等の概要について

本年度の人事委員会勧告等（令和7年職員の給与等に関する報告及び勧告）について、その概要は次のとおりです。

1 職員給与と民間給与との比較

公民給与の比較方法について、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に引き上げ

<月例給>

公民比較		公民較差	
民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差額 (A-B)	較差率 (A-B) / B
379,471円	368,596円	10,875円	2.95%

(注) 職員給与は、民間事業所の従業員と給与比較することができた行政職給料表適用者の平均給与

<ボーナス（期末手当・勤勉手当）>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.66月	4.60月

2 改定の概要

(1) 給料表

人事院勧告の内容や本県における公民較差を踏まえ検討した結果、初任給を含め若年層に重点を置きつつ、その他の職員も令和6年を大幅に上回る引上げ改定を行った人事院勧告に準じて引上げ

(2) 初任給調整手当

医師、獣医師について支給月額を引上げ（獣医師は支給期間の限度も延長）

(3) 地域手当

当分の間、現行の支給割合を維持

(4) 通勤手当

駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

(5) 宿日直手当

人事院の報告及び勧告の内容を踏まえ所要の改定

(6) 期末手当・勤勉手当

職員の年間支給月数（4.60月）と、民間の年間支給割合（4.66月）との均衡を図るため引上げ 4.60月分 → 4.65月分

<一般の職員の場合の支給月数>

		6月期	12月期	計
令和7年度	期末手当	1.25月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)	2.525月
	勤勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)	2.125月
	計	2.30月	2.35月	4.65月
令和8年度以降	期末手当	1.2625月	1.2625月	2.525月
	勤勉手当	1.0625月	1.0625月	2.125月
	計	2.325月	2.325月	4.65月

(7) 改定による影響
平均年間給与（行政職） 本年度 約20.5万円増

(8) 改定の実施時期

- ・給料表及び諸手当 令和7年4月1日
- ・期末手当・勤勉手当（令和7年度） 令和7年12月1日
- ・獣医師の初任給調整手当、通勤手当、
期末手当・勤勉手当（令和8年度以降） } 令和8年4月1日

3 教員の給与

(1) 教職調整額等

- ・教職調整額を給料月額額の100分の10に相当する額に引上げ
（令和8年1月1日から毎年100分の1ずつ段階的に実施）
- ・副校長及び教頭の給料月額等に加算する額を段階的に引上げ、
校長について同様の加算措置を講ずる。

(2) 義務教育等教員特別手当

学級担任への加算措置を講ずる等の所要の改定

(3) 主務教諭の職を占める職員の給与

他の都道府県の動向を注視し、適切な配置に向け、研究していく必要がある。

(4) その他の教員の給与

給料の調整額、特殊勤務手当その他の職員の給与については、国における教員の給与の見直しの内容等を踏まえ、適切に対応する必要がある。

4 給与に関する諸課題

(1) 在宅勤務等手当

国の支給内容に準じ、令和8年4月から在宅勤務等手当を支給

(2) 特地勤務手当又はへき地手当と地域手当との調整の廃止

- ・特地勤務手当と地域手当との調整措置については、
令和7年4月に遡及して廃止
- ・へき地手当と地域手当との調整措置については、
文部科学省令の改正の動向を注視し、適切に対応する必要がある。

(3) 60歳前後の給与水準及び定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準

今後国において講じられる措置の内容や他の都道府県の動向を注視しつつ、本県の実情を踏まえ、検討していく必要がある。

(4) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

地方自治法の改正の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。